

内閣府本府における外部の労働者等からの公益通報取扱要綱

平成18年3月30日

事務次官決定

最終改正 令和6年府総第164号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」（平成17年7月19日関係省庁申合せ）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、内閣府本府が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(通報対象の範囲)

第2条 内閣府本府においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。ただし、明らかに内閣府本府の所掌に属する内容ではない通報、内容が著しく不分明である通報、内容が虚偽であることが明らかな通報及びこれらに類する通報については、この限りではない。

2 前項前段に掲げる通報のほか、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反について処分又は勧告等をする権限を内閣府本府が有している場合であって、法第3条第2号に掲げる要件を満たして通報するものである場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として受け付けるものとする。

(通報者の範囲)

第3条 内閣府本府においては、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員及び当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（以下「労働者等」という。）からの通報を受け付ける。ただし、当該労働者等が公益通報等（法に基づく公益通報及び前条第2項に規定する通報をいう。以下同じ。）ではないという意思を有している場合、不正の目的を有している場合及びこれらに類する場合については、この限りではない。

2 内閣府本府においては、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(相談窓口)

第4条 大臣官房総務課に、相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、通報に関連する相談に応じる。

(通報窓口)

第5条 別表に掲げる部局等（以下「担当部局等」という。）に、通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、それぞれ別表に掲げる法律に係るもののうち、同表に掲げる事項に関し、労働者等からの通報を受け付ける。

(組織体制)

第6条 大臣官房長は、内閣府本府における通報（通報に関連する相談を含む。以下同じ。）への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理その他の通報への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

2 担当部局等の長は、通報の管理、通報者との連絡その他の通報への対応を適切に行うため、課室長等の管理者及び担当者をあらかじめ指定するものとする。

3 担当部局等以外の部局が、第2条第2項の規定に基づき、公益通報に準ずる通報を受け付けた場合には、次章以下の規定による措置に準じて対応するものとする。

第2章 通報への対応

(受付)

第7条 通報の受付は、書面（郵送、ファックス、電子メール等を含む。）によるものとする。なお、通報者が面談、電話等による受付を求めてきた場合には、書面で提出するよう依頼する。

2 通報を受け付けた担当部局等は、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するよう努め、併せて通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されること並びに受付後の手続の流れを通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 受け付けた通報を公益通報等として受理する場合には、その旨を、担当部局等から当該通報者に遅滞なく通知するとともに、次に掲げる事項も併せて連絡する。

- 一 調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由
- 二 調査に要すると見込まれるおおよその期間

4 受け付けた通報を公益通報等として受理しない場合には、受理しない旨及び理由を、担当部局等から通報者に遅滞なく通知する。

5 第3項の場合において、当該公益通報等に関して調査又は措置を行う必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由がある場合をいう。この項において同じ。）については、当該通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通

報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。また、当該公益通報等が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には同様に対応するものとする。

6 通報内容となる事実について、内閣府本府が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、教示先リスト等を踏まえ、当該権限を有する行政機関等を、担当部局等から通報者に遅滞なく教示する。内閣府本府の他の部局等が当該権限を有するときは、通報を受け付けた部局等は、大臣官房総務課と適宜相談しつつ、当該権限を有する部局等に移送する。

7 前項後段において、移送された部局等が通報に対応する場合について、第1項から第5項までの規定を準用する。

(調査)

第8条 担当部局等は、通報を受理した後、必要な調査を行う。

2 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。

3 担当部局等は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

4 通報の受理後において、内閣府本府が通報内容となる事実について処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、教示先リスト等を踏まえ、当該権限を有する行政機関を、担当部局等から通報者に遅滞なく教示する。この場合において、作成した当該通報事案に係る資料については、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲内で、通報者に提供する。

5 第1項の調査の進捗状況は、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護並びに通報処理に支障がない範囲において、担当部局等から通報者に適宜通知するよう努める。

6 第1項の調査の結果は、可及的速やかに取りまとめ、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、担当部局等から通報者に遅滞なく通知する。

(是正措置)

第9条 調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、担当部局等において法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

2 前項の措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、措置の内容を、担当部局等から通報者に遅滞なく通知する。

第3章 通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第10条 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報に関する秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応の各段階（通報の受付、教示、調査、措置及び通報者等（通報者及び相談者。以下同じ。）への結果通知。以下同じ。）及び通報への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- 二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）。
- 三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を得ること。
- 四 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させるよう努めること。

3 担当部局等は、必要に応じて、通報への対応に際しての秘密保持及び個人情報の保護に関し、その所掌する事務の内容に則した具体的な規定を定めるものとする。

(利益相反関係の排除)

第11条 内閣府本府の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

2 担当部局等は、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等のフォローアップ)

第12条 担当部局等は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制

度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第13条 担当部局等は、内閣府本府における通報への対応に関して意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

第4章 補則

(標準対応期間)

第14条 通報があった日の翌日から起算して6か月間が経過する日までに、調査結果を通知するよう努める。ただし、事務の性質上6か月間が経過する日までに調査結果を通知することが難しい場合には、その旨をあらかじめ通報者に通知する。

(連携及び協力)

第15条 内閣府本府の職員は、公益通報等について、他の行政機関又は部局等から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 通報対象事案に関し、処分又は勧告等の権限を有する行政機関及び部局等が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

3 内閣府本府の職員は、内閣府本府が所管法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関（都道府県を含む。）に委任等をしている場合において、当該所管法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（内閣府本府が受任庁に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使を含む。）を行うものとする。

(文書管理)

第16条 大臣官房総務課及び担当部局等は、各通報及び相談事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮して、適切な方法で管理する。

(公表)

第17条 大臣官房総務課は、担当部局等の協力を得つつ、内閣府本府における通報対応の仕組みの運用状況に関する事項を定期的に公表するものとする。

(沖縄総合事務局における取扱い)

第18条 沖縄総合事務局におけるその分掌する事務に関する公益通報等の取扱いについては、各事務について指揮監督をする者の定めに従うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、通報の具体的な手続に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この決定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この決定は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構担当室の設置に関する訓令の一部を改正する訓令の施行の日（平成30年2月1日）から施行する。

附 則

この決定は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この決定は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この決定は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関連）

担当部局等	法律	事項
大臣官房企画調整課	統計法（平成19年法律第53号）	内閣府の所管に関するもの
大臣官房公文書管理課	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	独立行政法人国立公文書館に関するもの
大臣官房公益法人行政担当室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）	公益社団法人及び公益財団法人（内閣総理大臣が行政庁となるものに限る。）に関するもの
地域経済活性化支援機構担当室	個人情報の保護に関する法律	株式会社地域経済活性化支援機構に関するもの
政策統括官（防災担当）	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	国の対応に関するもの
政策統括官（共生・共助担当）	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）	指定活用団体に関するもの
男女共同参画局	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）	協議会及び守秘義務に関するもの
沖縄振興局	個人情報の保護に関する法律	沖縄科学技術大学院大学学園及び沖縄振興開発金融公庫に関するもの
健康・医療戦略推進事務局	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）	国の対応に関するもの
宇宙開発戦略推進事務局	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）	国の対応に関するもの
北方対策本部	個人情報の保護に関する法律	独立行政法人北方領土問題対策協会に関するもの

日本医療研究開発機構担当室	個人情報の保護に関する法律	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に関するもの